

事務事業名	入札事務				担当	総務部 総務課 契約検査係				
政策名	G	効率的で市民にわかりやすいまちづくり				増補版施策名				
施策名	4	健全な財政運営				☐ 実施計画上の主要事業				
関連個別計画					事業期間	☐ 単年度のみ				
法令根拠	地方自治法第234条、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律ほか					☒ 単年度繰返（開始年度 昭和29 年度～				
予算科目	1.一般会計	2.総務費	1.総務管理費	1.総務管理費		☐ 期間限定複数年度（ 年度～ 年度）				
事業概要	建設工事等の入札執行 入札参加資格者名簿から適切と認める複数の者を指名して行う指名競争入札と、不特定多数の者を公告により周知し、参加申請があった者による一般競争入札を実施。 入札情報の公開 入札契約情報の公表（閲覧又は市ホームページに掲載）及び入札の公開（傍聴、テレビ放映） 入札参加資格申請受付 定期受付と中間受付を2年毎に実施し、入札参加希望者の資格審査を行う。ただし、物品役務提供については、随時受付をしている。									

1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 30年度実績 入札契約審査委員会の開催 入札執行 入札参加資格審査申請受付（建設工事・建設関連業務委託、物品・役務提供の定期受付） 31年度計画 入札契約審査委員会の開催 入札執行 入札参加資格審査申請受付（建設工事・建設関連業務委託は中間受付、物品・役務提供は随時受付）		⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移						
		名称	単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
		ア 入札契約審査委員会開催回数	回	22	24	23	21	19
		イ 入札執行回数	回	23	25	24	21	19
		ウ 入札参加資格審査受付件数	件	96	1,811	104	1,821	100
		エ						
		オ						
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 建設工事、建設関連業務委託、物品・役務提供の入札案件		⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移						
		名称	単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
		ア 指名競争入札件数	件	147	154	122	145	142
		イ 一般競争入札件数	件	82	105	126	127	110
		ウ						
		エ						
		オ						
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 入札契約の公平性・透明性を確保		⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移						
		名称	単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
		ア 適正な入札が行われた件数	件	229	259	248	272	252
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 適正な契約履行		⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移						
		名称	単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
		ア 適正契約履行割合	%	100	100	100	100	100
		イ						
		ウ						
		エ						
		オ						

(2) 総事業費の推移				単位	27 年度(実績)	28 年度(実績)	29 年度(実績)	30 年度(実績)	31 年度(見込)
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0
			県支出金	千円	0	0	0	0	0
			地方債	千円	0	0	0	0	0
			その他	千円	0	0	0	0	0
			一般財源	千円	605	1,422	605	1,302	859
			事業費計 (A)	千円	605	1,422	605	1,302	859
	人件費	正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2	
		延べ業務時間	時間	1,711	2,222	1,545	1,813	1,623	
		人件費計 (B)	千円	7,169	9,228	6,412	7,558	6,766	
	トータルコスト(A)+(B)			千円	7,774	10,650	7,017	8,860	7,625

(3) 事務事業の環境変化・市民意見等		
①この事務事業を開始したきっかけは何か？いつごろどんな経緯で開始されたのか。	地方自治法の規定により、地方公共団体が請負等の契約を行う場合は、地方自治法施行令で定めた随意契約できる場合を除き、入札の方法によらなければならないため。	
②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5 年前と比べてどう変わったのか？	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成13年4月）」「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年4月）」の施行に伴い、入札契約の透明性、公正性の確保や公共工事の品質確保がより一層求められるようになった。 平成13年 7月 予定価格の事前公表、入札公開、TV放映を開始 平成19年10月 より競争性・透明性の高い一般競争入札及び郵便入札を試行開始。設計書閲覧方法を貸出し方式に変更、指名業者の公表を入札後に変更 平成20年 4月 一般競争入札を2千万円以上の建設工事に拡大 平成21年 4月 一般競争入札を1千万円以上の建設工事に拡大、郵便入札の拡大 平成21年 5月 指名停止措置要領を改正し、ペナルティ強化 平成21年12月 契約事務マニュアルを作成し、職員に周知 平成23年 4月 建設工事事務要覧の整備 平成24年 4月 設計図書等の電子閲覧の導入 平成27年 4月 一般競争入札を5 0 0 万円以上の建設工事に拡大、郵便入札の拡大 平成29年 4月 一般競争入札を1 3 0 万円以上の建設工事に拡大。入札参加資格工種に解体工事を追加。入札参加資格要件に社会保険加入を追加。	
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？		